第16期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

- 業務の適正を確保するための体制
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

（2021年10月１日から
2022年９月30日まで）

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.pa-consul.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社プラスアルファ・コンサルティング

業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。当該体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 社内規則（社内規程、ガイドライン、マニュアル等を含む）を制定し、法令、定款の内容とともに全社に周知・徹底することで、コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスの実践に努める。

② コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

③ 内部通報制度を設けることで、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

④ 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監督する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠くまたはそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。

⑤ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑥ 反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求を断固として排除する。
また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。

② 取締役及び監査役は、これらの情報を、常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。

② 当社は、リスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、リスク管理に関して必要な事項を定め、適切に評価・管理を行う体制を整備し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減を図る。
③ 危機発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
② 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月１回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上、これを任命し、監査役の職務を補助する業務に当たらせるものとする。
② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の補助業務に関し、取締役その他上位職位者等の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服することで取締役から独立した立場を確保する。
③ 監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課、異動、懲戒処分その他人事権の行使については、監査役の承認を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、または取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人はこれに応じて速やかに報告する。
② 取締役及び使用人は、法令違反またはその恐れのある事実、及び会社に著しい損害を与える恐れのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。

(7) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨全社に周知・徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

② 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会は、法令にしたがい社外監査役を含めるものとし、公正を確保する。

② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③ 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。

④ 監査役は、社内の重要課題等を適時に把握し、必要に応じた意見陳述ができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会が確保され、取締役は監査役の重要会議への出席を拒めないものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度において取締役会を14回開催しております。

② 監査役の職務執行について

当社は、監査役は監査役会規程に基づき、原則月１回の監査役会を開催しております。また、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリング、さらには常勤監査役による重要な会議への出席を通じて、当社の内部統制の整備及び、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制

と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査責任者など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

③ リスク・コンプライアンス管理について

リスク・コンプライアンス管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。

株主資本等変動計算書

（自　2021年10月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本							新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	63,475	53,475	53,475	2,500	4,776,675	4,779,175	－	4,896,125	11,295	4,907,421
当期変動額										
新株の発行	24,746	24,746	24,746					49,492		49,492
剰余金の配当					△288,360	△288,360		△288,360		△288,360
当期純利益					1,796,230	1,796,230		1,796,230		1,796,230
自己株式の取得							△226	△226		△226
株主資本以外の項目									△492	△492
当期変動額の合計	24,746	24,746	24,746	－	1,507,870	1,507,870	△226	1,557,136	△492	1,556,643
当期末残高	88,221	78,221	78,221	2,500	6,284,545	6,287,045	△226	6,453,261	10,803	6,464,065

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～20年
工具器具備品	３～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間５年に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4.　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

(1)見える化エンジン事業

コールセンターやマーケティング部門に集まる顧客の声に加え、近年拡大してきたソーシャルメディア上での口コミを分析できるツールを提供しております。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる一定の期間にわたり移転される財又はサービスと、基本サービスの利用に付随するスポット作業等から生じる一時点で移転される財又はサービスにより認識しております。

見える化エンジン事業の売上は、初期売上、月額売上、スポット売上から構成されております。

一定の期間にわたり移転される財又はサービスは、契約期間において定額で収益を認識しております。

一時点で移転される財又はサービスの初期売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了月（契約開始月）、スポット作業などは成果物を伴うものは検収月に、成果物を伴わないものは契約期間において定額で収益を認識しております。

(2)カスタマーリングス事業

主にEC事業者や通信販売事業者に向けに、顧客の属性、購入履歴、メール配信への反応等の情報に基づき、最適なキャンペーンを実施できる統合マーケティング・ツールを提供しております。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる一定の期間にわたり移転される財又はサービスと、基本サービスの利用に付随するスポット作業等から生じる一時点で移転される財又はサービスにより認識しております。

カスタマーリングス事業の売上は、初期売上、月額売上、スポット売上から構成されております。

一定の期間にわたり移転される財又はサービスは、契約期間において定額で収益を認識する月額売上と、取扱件数のデータ量に応じて発生する超過分を超過発生月に認識しております。

一時点で移転される財又はサービスの初期売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了月（契約開始月）、スポット作業などは成果物を伴うものは検収月に、

成果物を伴わないものは契約期間において定額で収益を認識しております。

(3)タレントパレット事業

主に企業内に散在している社員スキル、適性検査結果、職務経歴、人事評価、従業員アンケート、採用情報などの人材情報を集約して分析・見える化できるプラットフォームを提供しております。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる一定の期間にわたり移転される財又はサービスと、基本サービスの利用に付随するスポット作業等から生じる一時点で移転される財又はサービスにより認識しております。

タレントパレット事業の売上は、初期売上、月額売上、スポット売上から構成されております。

一定の期間にわたり移転される財又はサービスは、契約期間において定額で収益を認識しております。

一時点で移転される財又はサービスの初期売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了月（契約開始月）、スポット作業などは成果物を伴うものは検収月に、成果物を伴わないものは契約期間において定額で収益を認識しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度の貸借対照表において「流動負債」の「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年

７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。
なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

【重要な会計上の見積りに関する注記】
1. 関係会社株式の評価
当事業年度の財務諸表に計上した金額
関係会社株式（株式会社グローアップの取得原価） 538,093千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
株式会社グローアップの株式の取得原価には、超過収益力が反映されています。
当該超過収益力は、将来の経営環境の変動等に伴う事業計画の進捗状況に影響を受ける可能性があり、事業計画に反映された主要な仮定である契約獲得数に関する予想伸び率が減少し、超過収益力が低下したと認められた場合には、翌事業年度の財務諸表
において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】
有形固定資産の減価償却累計額 59,224千円

【損益計算書に関する注記】
関係会社との取引高
営業取引による取引高 1,380千円
営業取引以外による取引高 400千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】
1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 40,190,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 93株

3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年11月12日取締役会	普通株式	288,360	7.20	2021年9月30日	2021年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月14日取締役会	普通株式	361,710	9.00	2022年9月30日	2022年12月19日

4. 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 2,921,200株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	51,404千円
未払事業所税	1,689千円
一括償却資産	2,642千円
資産除去債務	4,211千円
未払賞与	50,622千円
未払賞与に係る社会保険料	7,180千円
地代家賃	14,901千円
繰延税金資産合計	132,653千円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。資金運用については、安全性の高い金融資産の運用に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金等は、全て１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の変動リスク）の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,478,619	5,478,619	－
(2) 受取手形	13,532	13,532	－
(3) 売掛金	941,505		
貸倒引当金（※）	△284		
	941,221	941,221	－
(4) 投資有価証券	200,000	200,264	264
資産計	6,633,373	6,633,637	264
(1) 買掛金	104,540	104,540	－
(2) 未払金	167,337	167,337	－
(3) 未払費用	195,602	195,602	－
(4) 未払法人税等	554,787	554,787	－
(5) 未払消費税等	138,063	138,063	－
負債計	1,160,331	1,160,331	－

（※）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2.　関係会社株式（貸借対照表計上額538,093千円）については、市場価格がないため、上表（4）投資有価証券には含めておりません。

3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	5,478,619	－	－	－
受取手形	13,532	－	－	－
売掛金	941,505	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの（社債）	－	200,000	－	－
合計	6,433,658	200,000	－	－

4.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル

１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	200,264	－	200,264

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

【持分法損益等】

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【収益認識関係】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	見える化エンジン事業	カスタマーリングス事業	タレントパレット事業	
一時点で移転される財又はサービス	108,240	62,369	880,209	1,050,819
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,602,029	1,375,165	3,882,648	6,859,843
顧客との契約から生じる収益	1,710,269	1,437,535	4,762,857	7,910,662
外部顧客への売上高	1,710,269	1,437,535	4,762,857	7,910,662

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金」になります。

契約負債は、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

	当会計年度	
	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	751,959	941,505
契約負債	104,089	146,421

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産	160円57銭
１株当たり当期純利益	44円73銭

【重要な後発事象】

(取得による企業結合)

当社は、2022年８月５日開催の取締役会において、当社の関連会社である株式会社グローアップ(以下「GU社」)の株式を追加取得して、完全子会社化とすることを決議いたしました。また同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年10月３日に株式を取得しております。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社グローアップ

事業の内容：新卒学生のダイレクト・リクルーティングサービス　他

(2)企業結合を行う主な理由

当社では、タレントパレット事業の成長をさらに加速させるため、人材情報プラットフォームの周辺領域の進出を進めており、その一環として、2022年４月１日にGU社株式の35%を取得し、人事の採用領域において付加価値の高い新機軸のサービスを創出することを目的として、同社との協業体制の整備を進めてまいりました。

このような中、GU社が当社のグループとして合流し、一体となってノウハウを共有しながらサービス開発や営業推進に取り組むことがシナジーを効果的に生み出すことに資すると考え、GU社の株式の65%を追加取得し、完全子会社にしました。本件株式取得により、上記シナジーによる収益向上が期待されるとともに、新卒領域を皮切りとして採用ビジネスへの本格進出を実現するものと考えております。

(3)企業結合日

2022年10月３日(みなし取得日2022年10月１日)

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

企業結合直前に所有している議決権比率　35%

企業結合日に取得する議決権比率　65%

取得後の議決権比率　100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式(現金対価)	516,622千円
企業結合日に追加取得した株式(現金対価)	959,399千円
取得原価	1,476,022千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

現時点では確定しておりません。

5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。